

「いわき地域等福島イノベーション・コースト構想企業参画促進事業」業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

福島イノベーション・コースト構想を、地域の企業にもわかりやすく説明することで県内の構想に対する理解を醸成すると共に、イノベ構想関連事業による工場等の新設・増設・研究開発等を行う企業や、当該企業と部品製作の受注などの取引を行う企業を増やすことにより、福島イノベ構想の取組を加速させていくことを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業名

いわき地域等福島イノベーション・コースト構想企業参画促進事業

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和4年2月28日（月）までの期間

(4) 委託費の上限

6, 541, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

ア 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている団体若しくは申立がなされている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生法手続開始の申立てをしている団体若しくは申立てがなされている団体にあつては、当該手続開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。

エ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

オ 募集開始からプロポーザル審査会の日までに福島県から指名停止を受けていない団体であること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

ク 県税等の滞納がないこと。関係法令の手續等を順守していること。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県いわき地方振興局のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、福島県いわき地方振興局の窓口又は郵送等での配付は行いません。

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

なお、本企画プロポーザルについては、事業説明会は実施しません。

(1) 受付期間

令和3年6月28日（月）から令和3年7月7日（水）正午まで（必着）

(2) 質問方法

福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に電話、電子メール又はFAX等により質問してください。なお、電子メール、FAXでの質問の際は第1号様式をご活用ください。その際、件名は「いわき地域等福島イノベーション・コースト構想企業参画促進事業」とし、電子メール・FAXとも、電話にて送付した旨お知らせください。

5 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「いわき地域等福島イノベーション・コースト構想企業参画促進事業」（第2号様式）を「10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和3年7月8日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の8時30分から17時までとします。

(3) その他

参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

6 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 参加表明書」の提出を行った上で、企画提案書等を次の提出期限までに「10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

(1) 提出期限

令和3年7月13日(火) 正午まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参及び電子メール

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日(祝日を除く。)の8時30分から17時までとします。(ただし、7月13日(火)は8時30分から12時までとする。)

(3) 提出書類

- ア 企画提案書及び行程表(様式任意。ただし、表紙を除いた日本工業規格A4版10ページ以内とする。)
- イ 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。)
- ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- エ 会社概要(第3号様式)
- オ 業務実施体制書(第4号様式)
- カ 担当者経歴書(第5号様式)
- キ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)
- ク 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)(法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。)
- ケ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第6号様式)

(4) 提出部数

- ア ア～カ 5部(正本1部、副本4部)。

審査については参加者名を匿名にて実施しますので、副本4部については、提案者名及び提案者が類推できる部分等について伏せたもの(黒塗り等により)を提出すること。

下記メールアドレスに電子データでも提出すること。電子データのサイズは10M以下とし、添付ファイルはPDF形式のみとする。

E-mail: iwaki_chiiki@pref.fukushima.lg.jp

なお、提出する電子データは副本と同じもの(提案者名及び提案者が類推できる部分を伏せたもの)とする。

- イ キ～ケ 1部(正本1部)

7 提出書類についての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合

- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
- キ その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ・企画提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・委託費の上限額を超える提案は、無効とします。
- ・提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

8 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。（審査基準は下記参照）

なお、審査は参加者名等を伏せた匿名で実施します。

(2) 審査基準等

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。 ・本業務と類似の業務の受注実績があるか。 	/10
企画提案 ・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県内における福島イノベーション・コースト構想への理解醸成及び福島イノベーション・コースト構想関係企業の増加に繋がる提案となっているか。（説明会の内容、企業訪問体制・方法等） ・アウトカム（事業成果）を念頭に置いた提案内容となっているか。 ・次年度以降の取組や県の他の取組等にも資する視点があるか。 ・提案者の福島イノベーション・コースト構想に対する理解は十分か。 	/80

その他	・業務経費は適正であるか。	/10
-----	---------------	-----

(3) 業務委託予定者の選定

各審査委員（4名）は、提出のあった企画提案書等に基づき審査委員ごとに評価点を算出（100点満点）し、当該審査委員の合計得点の最も高かった最良の提案者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。

また、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とします。

(4) 通知等

ア 審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日、祝日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

ウ その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

9 主なスケジュール

項目	日程
公募開始	令和3年6月28日(月)
質問受付	令和3年6月28日(月)～令和3年7月7日(水) 正午まで
プロポーザル参加表明期間	令和3年7月8日(木) 17時まで
企画提案書提出期間	令和3年7月13日(火) 正午まで
審査結果通知	令和3年7月16日(金) (予定)
契約締結	令和3年7月23日(金) (予定)

10 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地

福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課(担当:植田・今村)

電話:0246-24-6006 FAX:0246-24-6019 (平日8:30～17:00)

E-mail:iwaki_chiiki@pref.fukushima.lg.jp